

## 「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準」の 改正に関するお知らせ

総務省において、当社の設置法である「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成27年法律第35号）」附則第4条の規定に基づき法施行後5年の検討を行った結果、同法第24条第1項の規定により定めている「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準（平成27年総務省告示第412号）」について、同支援基準における支援対象の追加等を行う必要があることとされ、本日、改正・施行されましたのでお知らせします。

今後、当社として、設置法及び改正された支援基準に沿って適切な支援活動が行えるよう、所要の準備を進めてまいります。

### 記

総務省報道発表資料

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01tsushin06\\_02000231.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin06_02000231.html)

支援基準の概要

[https://www.jictfund.co.jp/wp/wp-content/uploads/2022/02/220214\\_000449378.pdf](https://www.jictfund.co.jp/wp/wp-content/uploads/2022/02/220214_000449378.pdf)

以上

(問合せ先) 株式会社 海外通信・放送・郵便事業支援機構 経営戦略部

TEL : 03-5501-0092

FAX : 03-3593-6770